

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 9 月 定 例 会 ——

令和4年9月15日（木）

開 催 日 時 令和4年9月15日（木） 午後2時00分～午後3時44分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は丸山委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（８）、議案第１９号及び議案第２０号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（１）東京都市町村教育委員会連合会第２回理事会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第２回理事会について、ご報告いたします。理事会は、８月１８日木曜日に書面開催されました。

資料№１の理事会次第の項目順に、主なものを報告いたします。

はじめに、報告等の（２）本年度の研修会ですが、第１回目は令和４年１０月７日金曜日、スマイリーキクチ氏を講師にオンライン開催する予定です。第２回目は令和５年２月２８日火曜日、早稲田大学大学院教育学研究科客員教授、遠藤真司氏を講師にお招きする予定です。

次に、（４）ブロック別研修会ですが、今年度は小平市が第３ブロックの研修担当市となっております。令和５年１月２０日金曜日に開催し、PFI手法により建て替えを行った学校給食センターの視察等を行うことといたします。

報告は以上でございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

（事務局報告事項）

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

（１）小平市教育委員会教育長並びに委員の任命に係る市議会の同意について、説明をお願い

いたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（１）小平市教育委員会教育長並びに教育委員の任命に係る市議会の同意についてを報告いたします。

資料はございません。

本件につきましては、古川教育長が来る９月３０日をもって、また、山口委員が来る１０月３１日をもって任期満了を迎えますので、市議会９月定例会の初日の本会議におきまして、引き続き古川正之氏を教育長に任命し、また、新たに、望月克浩氏を教育委員として任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

山口委員におかれましては、平成３０年１１月から就任いただき、小平市の教育の発展にご尽力いただきましたことに、事務局を代表して心より感謝申し上げます。

○古川教育長

山口委員、ありがとうございました。

次に、（２）市議会９月定例会について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）市議会９月定例会についてを報告いたします。

市議会９月定例会は、９月６日から９月３０日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料№.２をご覧ください。

議会初日の９月６日につきまして、教育長及び教育委員の任命に係る市議会の同意については、先ほどご報告したとおりでございます。市議会６月定例会最終日に提出された議員提出議案第５９号「サービス残業の防止や公務災害補償の周知など、会計年度任用職員の労働環境の改善を求める決議について」が撤回され、議員提出議案第６１号「上司の指示のない所定外労働の防止や公務災害補償の周知など、会計年度任用職員の労働環境の改善を求める決議について」が提出され、全会一致で可決されました。

９月７日から９日までの３日間には、一般質問が行われました。一般質問は２５人の議員から５８件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、１８件ございました。

１３日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、令和４年度小平市一般会計補正予算（第４号）が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌１４日には生活文教委員会が開催され、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画の素案について」、「学校体育館冷暖房設備設置の進捗状況について」、「小平市立学校給食センターの更新事業における事業契約の変更の公表について」、「小平市立学校における今後のＩＣＴ活用の推進について」、「歴史公文書の利用開始について」の事務報告を行いました。

なお、9月30日の本会議最終日にて、ただいま申し上げた議案の議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

では、(3)新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(3)新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。

資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年9月13日火曜日までに、公民館に勤務する職員1名、図書館に勤務する職員3名、元気村おがわ東に勤務する職員1名、市立学校に勤務する教職員46名、及び市立学校に勤務する委託事業者従業員3名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

2学期が始まっておりますが、都内の感染状況は、依然として厳しい状況が続いております。

学校における教育活動や市民活動の継続を図るため、事務局、学校ともに、改めて基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(4)小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(4)小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における9月13日火曜までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で15校、延べ46学級、中学校で2校、延べ3学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(5)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画令和3年度進捗状況について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(5)小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画令和3年度進捗状況についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

このたび、小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画令和3年度進捗状況を取りまとめました。

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とし、乳幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を全庁的に推進するもので、毎年度、実施状況を確認し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

本計画は、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、小平市の全ての子どもたちが生き生きと育っていくことを目指して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係各課が連携し、令和2年3月に策定したものでございます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部縮小した施策もございましたが、代替措置等を行い、各課とも計画にのっとり、第二期前期計画の初年度として事業を推進いたしました。

教育委員会の事業で昨年度の特徴的なものを申し上げますと、一つには、7ページをご覧ください。上から3段目のICT機器による学習支援において、学習者用端末の効果的な活用をテーマとした教員の研修会を実施し、端末活用の推進を図りました。例といたしましては、研修会では、学習者用端末で使用できる読み上げ機能等を取り上げ、読み書きに困り感がある児童・生徒の支援に生かしました。

二つには、8ページをご覧ください。上から2段目の学習補助員の配置において、児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職を統合したことで、各校で柔軟な人員配置が可能となりました。また、肢体不自由児童・生徒への人的支援を週4日から週5日の全授業日へ拡充し、学習活動の充実を図りました。

三つには、11ページをご覧ください。上から3段目の副籍交流の充実において、新型コロナウイルス感染症の影響で来校しての交流が難しい状況でしたが、こちらも学習者用端末を使用し、オンライン上で対面での交流を行いました。

今後につきましては、進捗状況について、9月下旬に議会に配付をした後、ホームページに掲載するとともに、市政資料コーナーでの閲覧に供してまいります。

○古川教育長

次に、(6)第4次小平市子ども読書活動推進計画令和3年度進捗状況について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(6)第4次小平市子ども読書活動推進計画令和3年度進捗状況についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

このたび、第4次小平市子ども読書活動推進計画の令和3年度進捗状況を取りまとめました。

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間とし、0歳から18歳までの子どもの読書環境の整備を全庁的に推進するためのもので、毎年度、進捗状況を確認し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、進捗状況と詳細につきまして、報告いたします。

今回、資料提出が遅れたこととお詫びいたします。

まず、お配りした資料5のうち、A4縦長のものをご覧願います。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定をしており、「小平市教育振興基本計画」や関連する個別計画との整合を図りながら、小平市における子ども読書活動の推進に向けた施策の基本的な方向を示すものです。

計画の目的は、0歳から18歳までの子どもの読書活動を推進するために、家庭、学校、地域、図書館が連携し、小平市における子どもの読書環境の整備を総合的、計画的に推進することを目的としております。

計画の対象期間は、令和2年度から6年度までの5年間としております。令和3年度は、本計画の2年目でございました。

次に、進捗状況についてでございます。横長の資料をご覧いただきたいと思っております。

本計画では、全部で42の施策項目を設けていますが、これらを家庭、学校と図書館、地域に分けて取りまとめております。

まず、1ページから、家庭における読書活動の推進での令和3年度の特徴的な事項といたしましては、No.1の乳幼児とその保護者へのサービスで、10月から、乳幼児と保護者が気兼ねなく図書館に滞在できる乳幼児タイムを再開いたしました。

同じく下段のNo.2、ブックスタートの実施では、3～4か月児健康診査時に絵本と赤ちゃん絵本リスト、図書館の利用登録申込書をセットにして手渡しました。コロナ禍以前では、対面で絵本の読み聞かせも行っておりましたが、感染予防のため、読み聞かせは中止いたしました。

2ページの図書館における行事の定期的な開催では、11月以降、感染対策を講じておはなし

会を再開してまいりました。

ページ進みまして、4ページから、学校等における読書活動の推進でございますが、下段のNo.4、学校における図書館資料の活用で、図書館から調べ学習用の図書の貸出しと、令和2年度は休止をしていた学級文庫への貸出しを実施いたしました。

7ページからの図書館・地域における読書活動の推進では、8ページの下段、No.6、子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備で、中学生、高校生を対象としたなかまちテラスティーンズ委員会を開催し、委員の中・高生たちが大賞に選んだ本の翻訳者の方と交流会を開催し、読書に対する興味や関心の高揚に寄与いたしました。

また、図書館において、読書のきっかけになるような歴史などの学習マンガを導入いたしました。

縦長の資料の裏面の3でございます。計画の検討体制と今後の予定についてでございます。

令和3年度の進捗状況の報告及び情報共有は、令和4年7月の庁内の小平市子ども読書活動推進計画検討委員会において行ったところでございます。

今後の予定ですが、9月20日に図書館協議会で報告をした後、9月30日に市議会議員への配付とホームページでの公表を行う予定でございます。

○古川教育長

次に、(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

今回報告いたしますのは、4件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

○古川教育長

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

事務局報告事項の(2)と(7)に関して質問があります。

最初に(2)市議会9月定例会について、資料No.2の1ページ目、スクールソーシャルワーカーの件についての答弁の中に、スクールソーシャルワーカーが年間100日配置されていて、必要な支援等ができておりますと書かれています。この必要な支援ができていると評価している根拠は何なのかを教えてください。それが1点目です。

2点目は、2ページの質問内容3、国葬における半旗掲揚の通知を学校へ送らないことについて、現段階では、教育委員会として特段の対応は考えておりませんと答弁されています。半旗掲揚を学校に求めない、教職員に対して弔意の表明を求めないということで答弁されているのだと

と思いますが、やっってくださいとは言わないが、やらないでくださいとも言わない、ということなのでしょうか。「特段の対応は考えておりません」とは、強制はしないけれども、やらないでということも言わないということなのか教えてください。

次に、事務局報告事項（7）教育委員会の後援名義等使用についてです。全部が過去に承認されているということですが、事業の内容がイメージできませんので、質問します。

申請番号38番、事業名が第45回住宅デーとなっているものについて、事業の内容を教えてください。もう1件、39番、中央大学公開講演会について、こちらの講演会のテーマや内容なども教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

スクールソーシャルワーカーの件ですが、スクールソーシャルワーカーは年に複数回、連絡会を開催して、各学校の支援状況を情報共有しております。その中で、必要なご家庭や児童・生徒に支援ができていないという声は、今のところ聞いておりません。また、特に不登校の児童・生徒の状況把握のための中学校への学校訪問を行っておりますが、その中でもスクールソーシャルワーカーの配置が足りないという意見を直接的にはいただいております。ただ、今の配置人数等で十分かどうかということについては、状況の変化を見ながら考えていく必要があると考えております。現状では、大きく不足しているとは捉えていないという主旨で答弁いたしました。

○古川教育長

続いて、国旗掲揚について。

○市川教育総務課長

国葬における学校への対応でございます。国や東京都から、国葬に関する文書の送付があり、学校に周知を求められた場合には、周知は行いますが、その内容について実施を求める、あるいは、実施しないよう求めるといった具体的な指示をすることは特に考えていないという趣旨でございます。

続きまして、教育委員会の後援名義の使用承認についてでございます。

まず、38番、第45回住宅デーの事業内容ですが、建設工事等に従事している職人や親方等の労働者で組織する労働組合が、日頃の業務上の技術や技能を地域の方々の暮らしに生かしたいという趣旨で実施するもので、住宅に関する相談、包丁研ぎ、子ども向けの工作教室がございませう。会場ごとに無償で子ども向けの工作キットを30から50セット配布して指導にあたるということでございます。

続きまして、39番の中央大学公開講演会でございますが、中央大学の教授がwithコロナ、afterコロナの日本経済についてというテーマで講演を行うと伺っております。

○山口委員

まず、1点目のスクールソーシャルワーカーの件ですが、ヤングケアラーのことももちろんですし、今、不登校、貧困、児童虐待がとても増えているので、期待される役割がとても大きくなっていると思います。やはり、支援ができていると言い切る根拠がしっかりあるといいと思っています。また、今後も継続的に効果を見ていくという説明がありましたが、その効果を測定する手段が明確にあるといいと思いました。実際、スクールソーシャルワーカーについて、たまにしか学校に来ない、人間関係ができていないような大人に、自分の人間関係や家庭の深いことを話しにくいという声を、子どもからも保護者からも聞いております。引き続き質の向上に向けた研修などはもちろんですが、スクールソーシャルワーカーの人間性が分かるような関係づくりができるような働きかけを各校にご指導いただければと思っています。

2点目の国葬に対する教育委員会の対応ですが、通知が来たら現場に下ろすということですが、これだけ世間の関心も高く世論が分かれている状態ですので、例えば、先生が個人の心情に基づいてしてしまった発言が地域や家庭に伝わったときに、学校批判などにつながりかねないのではないかと思います。強制をしないということと何も対応しないということは、少しニュアンスが違うと思います。特段の強制は行わないが、基本的なところは、市内、学校内で共通理解を持てるように、教育委員会からもご指導いただけるといいのではないかと思います。

後援名義の件は、ご説明いただいて、内容を理解しました。先日の定例会のときにもこういう話があったと思いますが、小平市教育委員会が後援するのにふさわしい事業なのかどうかを考えたときに、承認の前に事務局で詳しく調査、ご検討をいただいているのはもちろんのことですが、この資料の記載内容では、事務局ではない私たちは事業内容を全く理解できません。この事業について、小平市教育委員会の後援名義使用を承認していいですかと言われたときに、なかなか良いと言えないのが正直なところです。承認の前にきちんと調査や検討をしていただいているということが分かる資料の作り方や発信の仕方をぜひご検討いただければと思います。

○古川教育長

スクールソーシャルワーカーの根拠を改めて聞きたいということによろしいですか。

2点目の質問は、教員個人についてということですか。学校についてということだと回答が全然違いますので。

○山口委員

半旗の掲揚や、学校や教職員に対する弔意の表現の強制はしないと言っていますが、やらないようにとも現時点で言っていないわけです。そうすると、学校や先生の中には、やらないようにと言われていないので、言ってしまう、やってしまうという方がいらっしゃるのではないかと思ってお聞きさせていただきました。

○古川教育長

判断するのは校長ですが、そういう判断をする校長がいるのではないかという質問でよろしいですか。あくまでも個人としての何々先生がというのではなく。

○山口委員

校長先生の判断もそうでしょうし、例えばクラスの先生が、教育委員会に止められていないからということで、クラスで黙祷をしましようと言うかもしれません。あるクラスは学校の時間中に黙祷をした、あるクラスはしなかったということが地域に知られた場合に、学校批判につながっていくのではないかと考えています。半旗を掲揚してくださいとか、弔意を表明してくださいということは言っていないけれども、やらないでくださいということも言っていないとしたら、もしかしたら、校長先生はもちろん、先生個人が弔意を表明したいと思い、それを子どもたちに向けて言う先生もいらっしゃるのではないかと考えます。教育委員会から何も指示が出ていないと、難しいのではないかと感じて質問させていただきました。

○三町教育長職務代理者

山口委員のお話聞いていて、難しい問題だなと思いました。ただ、私は、国葬の問題は、国費を使って葬儀を行うことが問題だという意見が多いと理解しています。安倍元総理が亡くなったことに対する弔意を表すといったことは、また別の次元だと理解しています。したがって、国などからどういう通知が出るのか分かりませんが、過去に倣って、半旗を掲げて弔意を表すことといった通知が来た場合にはそのまま学校に下ろすということだと思います。そう通知が来たら、それが基本原則になるでしょうが、今聞く限りでは、そういうことはしないと断言しているわけでは、それはなくなるときには、亡くなった方に対する弔意の表し方というのは、あくまでも個人の問題であって、それは学校の良識として行われることであって、やった、やらないということ議論するということが、少し違うのではないかと感じています。

○古川教育長

教員個人がすることはあり得るかもしれませんが、教員が子どもたちにそれを強制することはあり得ないと、教育委員会としては判断しているのですが、それで答えになりますか。

○山口委員

あり得ないという判断であれば、大丈夫です。

○古川教育長

後援名義の理解について。

○市川教育総務課長

例年ですと、100件を超える後援名義の申請がございます。その中から、今は新規のもの、あるいは前の申請から間隔が開いているものについて、詳細を説明させていただいております。資料の記載内容を変更し、全てのものについて内容をお伝えできるかどうかは、研究させていただきたいと考えます。

○古川教育長

資料を閲覧できるような形はできますか。配る必要はないけれど、もし委員の皆さんが気になるものがあったら、その資料を見たいという場合は。

○市川教育総務課長

資料をご覧いただくことは可能です。

○古川教育長

山口委員、それでよろしいですか。

では、ほかの委員の方。

○青木委員

事務局報告事項の3番と4番、コロナウイルスの感染についてと感染症による臨時休業措置状況について、質問です。

先ほどの報告で、教職員の方の感染数が今までにないくらい多かったと思います。夏休み中の感染もあったと思うので、それほどは教育活動への影響はないかもしれませんが、これだけの先生方が市内でお休みされているとなると、各学校の教育活動への影響が少し心配になりました。教育活動への影響があったのかと、そうした場合の対応について教えてください。

また、学校がお休みになっている数はかなり少ないと思いますが、新学期が始まり、修学旅行などいろいろな行事があります。それらに対する影響についてお伺いしたいと思います。

○古川教育長

その2点だけでよろしいですか。

○青木委員

山口委員と同じく、後援名義使用の承認について質問しようと思っていました。今ご説明いただいていたのですが、例えば、誰を対象に募集したのかと、講演会でしたら題名を書き添えていただくと、現在の表記だけよりは、私たちもどんな内容のものに使用承認しているのかということが分かりやすいと思います。表を見せてほしいというより、そうしたことを書き添えていただけるといいと思いました。

幾つか要望があります。

まず、(2) 9月の定例会について、全体を読ませていただいて、今までは結構コロナのことが多かったのですが、今回はa f t e r コロナ、w i t h コロナという時代に入ってきて、子どもたちの学校生活を取り巻く環境について、より細かく質問が出されているかと思います。やはり、教育委員会として、例えば、通学路の安全やいじめの問題、特別支援の問題など、もちろん常に考えてやっていると思いますが、質問内容の中で対応できるものに対応するなど、子どもたちの生活を取り巻く環境整備を進めていただければ良いと思いました。

また、先ほど説明いただいた(5) 特別支援教育総合推進計画についても要望です。令和3年度からということで、毎年見直しをしていただいているのですが、この中で充実させていきたい、重点事業として推進していきたいと挙げられているところは、本当に大切なところだと思います。特別支援が必要なお子さんたちへの継続的な支援や、保護者が相談できる場所の確保、また周囲の理解というのはとても必要なことだと思います。そうしたことを推進していただいて、全ての子どもたちが生き生きと育つ小平市へというところにもって行っていただきたいと思います。

○古川教育長

では、コロナウイルスに関して、教職員の感染が多いことについて。

○豊田指導主事

教職員のコロナ感染等の場合に教職員の人数が足りていないかということでございますが、学級等の補教体制を組みながら、ローテーションを行っているということで確認はしております。ただ、あまりにも広がっていくと、学校としても厳しい状況を常々感じておりますので、教職員から感染者が出るたびに、学校としては感染症対策をしっかり、改めて講じながら対応しております。また、学級閉鎖等があった場合には、児童・生徒が使用していた場所について消毒作業を行うなど、改めて感染症対策を進めているところでございます。

学校行事への影響についてでございますが、児童・生徒の欠席等の状況において、幾つかの行事を延期と判断している学校もございます。

○市川教育総務課長

後援名義に関する資料の作り方でございます。

例えば、ポスターあるいはチラシについて、見本として提出いただいておりますが、誰を対象に、こういったところに配るかということころまでは、情報として求めておりません。先ほどお話のありましたタイトルの表示でありますとか、そういったところも併せて、研究していきたいと考えております。

○古川教育長

特別支援教育のほうはよろしいですか。要望として承ります。

では、ほかの委員の方。

○丸山委員

2番の市議会定例会に関して、鈴木遺跡についての要望です。6番の鈴木遺跡の魅力をもっと発信しようという質問の答弁で、活用しているという答弁になっておりますが、実際に市内の小学校、中学校は、なかなかこの資料館まで足を運んで、みんなで資料を見るということがありません。積極的に本物を見る、その場所に立つてもらおうということが重要だと思いますので、ぜひ郷土教育において活用していただきたいと思います。

次に、5番の特別支援教育総合推進計画について要望です。この計画中、3ページの3番、児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施について、先日もたいよう福祉センターを見学させていただきましたが、実際に新規重点事業として支援相談の拠点となってやっていくということで、それについての進捗状況が改修工事を実施したと、この短い2行だけです。ハードや環境整備はすごく重要で、もちろん予算がかかると思いますので、まずそこからですが、実際それをどう活用していくのかも含めて、文言として詳しく書いてあるといいと思います。

6番の子どもの読書活動推進計画について質問です。11ページの学童クラブにおける読書活動の推進について、実績として6,173冊購入しており、うちマンガ本が3,643冊ですが、この内訳や内容をもう少し具体的に教えてください。

○古川教育長

鈴木遺跡と特別支援のほうは、要望ということでよろしいですか。

○中村教育施策推進担当課長

児童発達支援センターに関しましては、この4月から稼働を始めまして、教育委員会とどのように連携していくかということについては、現在、関係課と打合せをしながら検討を進めているところです。この支援センターの役割は非常に大きいと認識しておりますので、子どもにとっての学びや生活での困難さが解消して、子ども一人一人が幸せに生活を送ることができるように連携の仕方を検討していきたいと考えております。また、その状況については掲載していきたいと考えております。

○古川教育長

鈴木遺跡については。

○岡崎教育指導担当部長

昨年度は鈴木小学校と小平第三小学校が、子どもたちが実際に足を運んで活用しました。各校に聞いてみますと、時間的などころと距離がどうしてもというお話でした。ただ、教員のほうの研修は、教育委員会が主催のものも、鈴木遺跡を使って今年度もやりましたし、少し前ですが、

社会科を専門とする教員が鈴木小学校で学芸員をお招きして、どのように鈴木遺跡を教育活動の中で取り入れていけば有効かというような研修も行っております。まずは、やはり教員が鈴木遺跡の魅力に触れ、これはぜひ現地に子どもたちを連れていきたいと思わせるような仕掛けを教育委員会としても考えていきたいと思っております。

○古川教育長

マンガの件について。

○利光中央図書館長

学童クラブでの購入図書でございますが、担当課から、図書の内訳までは聞いておりません。

○丸山委員

鈴木遺跡に関しては、実際の石器などを見てもらうというのがやはり大事ですので、ぜひ工夫していただきたいと思います。

発達支援センターについても、ご家族の方も不安を抱えていると思いますので、ぜひ寄り添って、継続した見守りを続ける拠点にしていきたいと思います。

学童クラブのマンガについては、いいマンガもすごく多いので、否定するわけではありません。ただ、やはり半分がマンガということで、少し違和感を覚えましたし、読書というところで、文章を読むということも重要だと思い、質問させていただきました。

○古川教育長

三町委員、何かございますか。

○三町教育長職務代理者

(2)の市議会定例会関連、(4)の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置関連、(5)の特別支援教育総合推進計画の進捗状況、(6)の子ども読書活動推進計画の進捗状況についてお聞きします。

まず、(2)の市議会の定例会について、質問内容ではなく、マスコミ等でかなり取り上げられていて、気になるものですからお聞きします。質問内容の1番のヤングケアラーへの支援について、ヤングケアラーそのものについて、以前も確か、市議会でも質問されており、そのときは総数の把握はできていないという答弁だったと思いますが、現状ではどうなのか。これは教育委員会ではない課が担当ですが、質疑の中で、もしそういう話が出ていれば、実態としてはどのぐらいなのか。非常に気になる場所ですので、教えてください。

次に、臨時休業措置状況について、ここ一、二週間で、緩和の方向が示されていると理解をしています。一つの学級から複数の感染者が出ても、家庭内感染同士であれば休校措置は必要ないという報道を聞いています。実際に小平市では、対応を変えているのかどうか。スピード感のあ

る対応をされているのかどうかについてお聞きします。

次に、特別支援については、たくさんありますが、そのうちの2点について内容を知りたいと思います。6ページの6と7、読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実と、合理的配慮の理解・啓発の推進、対応ということで、それぞれ実態として、全体的な数はつかめないのだろうと思いますが、LD、いわゆる学習障がいと思われるお子さんへの対応と教員研修ということで進められています。その中で昨年度、各学校の読み書きに関するアセスメントの状況について、連絡会で情報交換を行い、情報を共有したとあります。ここでいう連絡会の構成員を教えてください。代表の委員なのか、通常学級の担任なのか、あるいは特別支援学級の担任なのか。実際にどれぐらいの学習障がいと思われるお子さんがいて、それにどう対応しているのか。やりとりできる状況が整えられているのかを知りたいと思います。

また、合理的配慮の理解・啓発の推進、対応について、合理的配慮に対しての対応では、これも昨年度、合理的配慮の考え方を踏まえた対応を行ったということです。その対応の中で、必要な場合には、学校と連携しながらカットアウトテーブル等の備品を個別に配備したとあります。等ということで、それ以外にもできる範囲での配慮がどの程度されているのか。現在の小平市の学習を進めていく上で状況が改善される具体的な対応があるのだったら教えてください。

最後に、図書館について1点だけです。以前、来年度新規にティーンズ委員会に予算措置すると聞いていましたが、8ページ6番の子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備の中では、なかまちテラスティーンズ委員会という一つの図書館で実施したことがいろいろ書かれています。それに対して、9ページ9番はティーンズ委員会の開催とあり、なかまちテラスという名前をつけずに書かれています。これは意図的になされているのか。以前、私たちが全館に広げるのかという質問をしましたが、なかまちテラスということではなく、ティーンズ委員会を将来的に広げる意味合いで名前がないのだったらうれしいと思います。

○古川教育長

では、最初に、ヤングケアラーのことについて。

○岡崎教育指導担当部長

委員、おっしゃるとおりでして、教育委員会としてヤングケアラーに特化した調査等はおらず、いわゆる実数の把握はしておりません。ただ、教育に関するアンケートの中で、近い状況にある子どもたちがおおよそこれくらいいるのではないかという、大きな割合としてはつかんでいるという状況でございます。

○古川教育長

臨時休業のことについて。

○飯島学務課長

新型コロナウイルスの臨時休業に関する対応でございますが、委員がおっしゃるとおり、家庭内感染などにより、学校内の陽性者同士の関連性が明確でない場合には、複数の陽性という人数だけで臨時休業としなくてもよいという考え方が示されましたので、小平市においても2学期からは同様の考え方で臨時休業の判断を行っております。そのため、1学期には同一のクラスで複数の陽性者の判明で臨時休業としておりましたが、2学期になってからは臨時休業にならない状況が出てきております。

○古川教育長

では、特別支援教育について。

○松田指導主事

1点目の読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実における情報共有についてでございますが、こちらは特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会で取り上げました。特別支援教育コーディネーターは、各校に必ず1名おまして、各校からコーディネーターが参加しました。

また、研修会における情報共有につきましては、研修会終了後、必ず各校で取り上げるよう伝えております。

2点目の合理的配慮の理解のカットアウトテーブル以外でございますが、こちらで把握しているものは、姿勢保持のために椅子の上にクッションを設置すること、肘かけつきの椅子を配置すること、また、なかなか座れないお子さんに対してヨガマットを購入し、授業を受けられるようにするというような配慮をしております。

○古川教育長

ティーンズ委員会について。

○利光中央図書館長

子ども読書活動のティーンズ委員会の項目でございますが、意図的になかまちテラスという文言を外したということではありませんが、3年度の活動の実態としては、コロナ禍ということで、オンライン等を通じての開催も含めて開催をしてきたところでございます。そうした中で、従前の対面だけの開催ですと、学校が終わってから集まってもらうことになり、どうしても会場の近隣地域のお子さんを中心になってくるという状況もありましたが、オンラインで自宅から参加ができるということで、近隣地域だけではなく、広い地域から参加いただけたのではないかと考えております。投票等も小平高校や白梅学園などにも呼びかけており、本年度も同様に進めているところでございます。なかまちテラスティーンズ委員会という名称ではございますが、だんだん活動の範囲を広げてきつつあるところでございます。

○三町教育長職務代理者

ヤングケアラーに関しては、実態の把握はなかなかできない状況だということは私も分かります。私の経験で、中学生が放課後、小学生を連れて、オリジン弁当などで弁当を買って、一緒に帰ってくる姿があり、ほかの生徒からご家庭の状況を聞いたことがあります。お母さんが一人で働いていて、夕食時に不在というケースがある。これをどうやってケアするかというのは、私自身も難しいと感じたところです。しかし、今スクールソーシャルワーカーなどが入ってきているということで、関係機関に繋ぎやすくなってきているのではないかと思います。ここにあったように、スクールソーシャルワーカーはどうしても不登校への対応の印象になっているのですが、児童虐待や、特に貧困など、その子とその家庭の生活をサポートする役割は、結構大きいものがあると思います。ぜひ積極的に活動していただけるよう、これからも進めていただきたいと思います。

コロナウイルスに関しては、そうした判断をしているという情報を出さないと、今までは閉鎖だったのに、閉鎖されていないという情報も、家庭は逆に誤解する可能性もあります。そうしたことへの配慮をお願いします。

特別支援については、最近特に、情緒障がい等が脚光を浴びている。それ以前に学習障がいはかなり脚光を浴びたのですが、あまり話題にならなくなっているケースも多いのではないかと思います。しかし、非常に気になる状況ではあると思います。情報交換の中で、これぐらいいはいるといった人数の把握があるのかどうか。うちの学校の何々君はそうではないかですとか、以前、東京学芸大学の先生がかかわっているお子さんもいましたが、そういう形で何らかのケアがなされているお子さんがいるなど、実際のデータのものを把握されているのか教えてください。とても大事な事業ですから、当然頑張って進めていただけたらと思っています。

合理的な配慮については、ここに記載がありますように、必要に応じるというキーワードが非常に微妙な表現になっていると思います。可能な限り、ぜひ進めていただきたいと思います。

図書館については、さきほど説明がありましたが、なかまちテラス1か所でティーンズ委員会は進められている。そうであれば、9番のティーンズ委員会は、なかまちテラスティーンズ委員会の開催とすべきなのだと思います。なかまちテラスが事務局で、小平市内全体の子どもたちを集めたティーンズ委員会を行っているというように考え方を変えれば、この内容でもいいと思いますが、曖昧にしたままではないほうがいいと思います。事業を見ると、広く市内の学校等に呼びかけてやっています。小平一中校区だけではない広がりを感じられましたので、内容の充実・拡大を進めていただきたいと思います。

○古川教育長

では、特別支援に対しての再質問ということで。

○中村教育施策推進担当課長

学習障がいの児童・生徒の支援についてですが、人数については把握できておりません。先ほ

ど申し上げた教員研修等で扱っております。また、各学校に配置されております学習補助員が集まる会を年に数回行っております。その会の中でも学習障がいのお子さんへの支援として、どのように働きかけするのがよいのかということについても、テーマとして扱っております。また、学習補助員同士で情報交換することで、各校に持ち帰ってよりよい支援につなげるという機会を設けているところでございます。

○三町教育長職務代理者

日本でいうと情緒障がい、ADHD等については、診断はないけれども、該当するのではないかということで、別途に調査をして、6%ぐらい在籍しているという発表がされ、それに対して事業が進められているわけです。そういうことが東京都で行われていないのであれば、例えば、LDについての診断はされていないが、該当するのではないかという意見交換の数字をもって、これぐらいいると言えるようになっていないと、本当の意味での指導の充実は進まないと思います。また、学校として、そういう障がいではないかと思われる子どもの数字はしっかりと把握していただきたいと思います。

○古川教育長

ティーンズ委員会のほうは。

○利光中央図書館長

ティーンズ委員会に関しましては、今後もより充実できるように開催方法を模索していきたいと思っております。

○古川教育長

では、ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第17号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について及び第18号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定についてにつきましては同種のものでありますので、一括して取り扱います。提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第17号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規

則の制定について及び議案第18号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定については、同種のもので、一括して説明いたします。

本案は、令和4年10月1日の小平市公文書等の管理に関する条例第12条の施行により、特定歴史公文書の利用が開始されるにあたり、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号は、当該事務について教育長への委任事務から除外するとともに、決定への不服申立てとあわせて教育長の専決事項とすることを定めるものでございます。

議案第18号は、当該事務の事務執行における権限及び責任の所在を明確にし、事案の決定の適正化に資するとともに、事務の効率的な処理を図るため、事務に係る決裁の手続を定めるものでございます。

○古川教育長

それでは、質疑に移ります。

質疑は、2件を一括して行います。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、2件を一括して行います。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

はじめに、議案第17号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第18号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時35分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩